

補助制度のご案内

家庭でできる地球温暖化対策の一環として、省エネルギー設備の普及やエネルギーの有効利用を推進するため、市内の既存住宅(店舗等との併用を含む)に住宅用地球温暖化対策機器を設置する方に、設置費の一部を補助します。

① エネファーム(家庭用燃料電池システム)

水素と酸素で発電、発生する熱で温水も！
CO₂排出量削減、電気代を節約！

② 蓄電池(定置用リチウムイオン蓄電システム)

太陽光等の余剰電力を蓄電し、夜間電力を削減！
卒 FIT の対応や災害時にも活躍！

③ V2H(電気自動車等充給電設備)

電気自動車等の蓄電池を家庭で活用！
災害時にも活躍！

⚠️【令和7年度からの変更点】

- ・太陽光発電施設及び HEMS(エネルギー管理システム)は補助対象外となります。
- ・担当部局が まちづくり推進部 住宅政策課となります。

申請・問い合わせ先

春日井市 まちづくり推進部 住宅政策課 住宅環境担当 (市役所9階)
TEL:0568-85-6572
メールアドレス:jutaku@city.kasugai.lg.jp

補助制度の概要

対象者

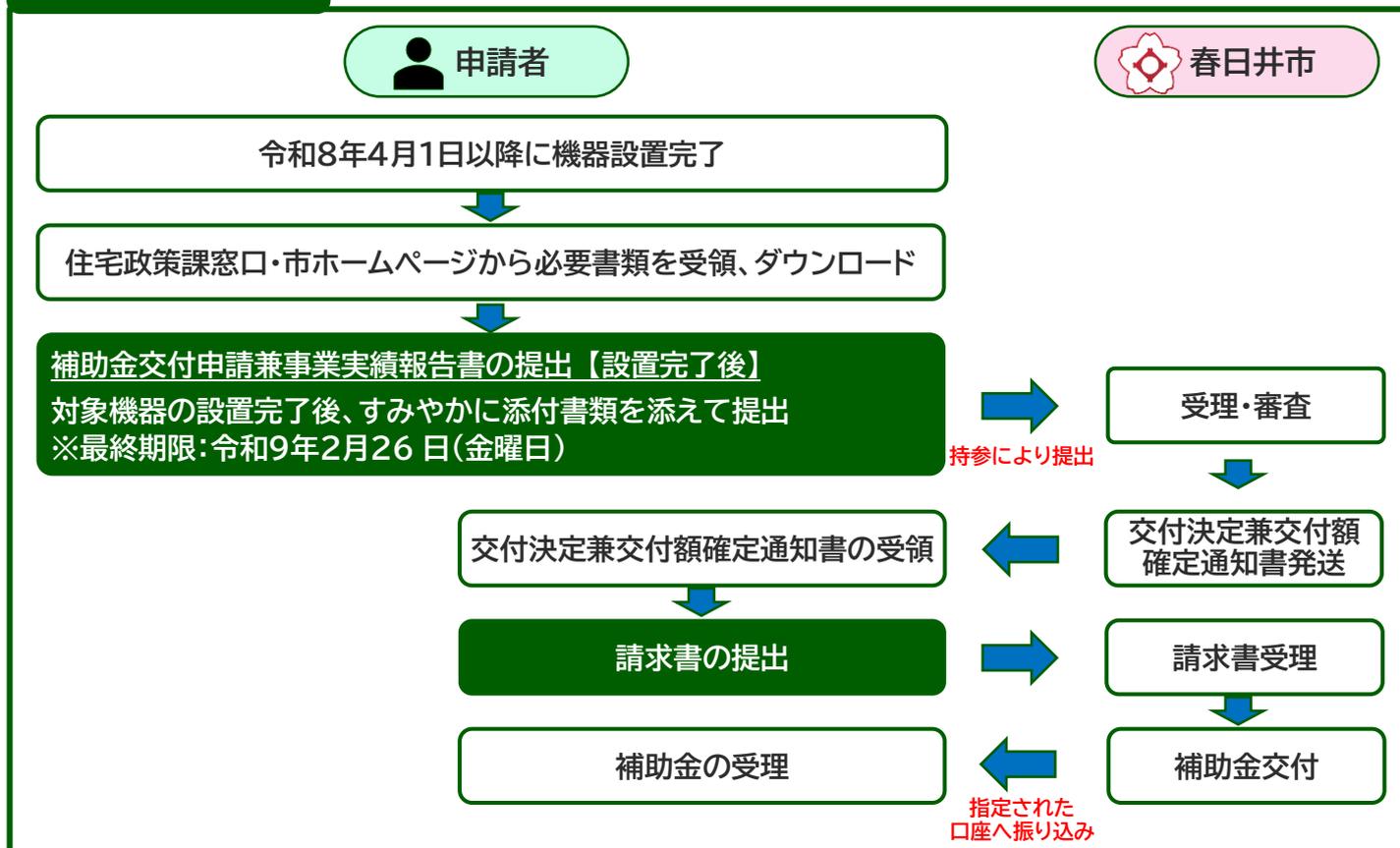
以下のすべてに当てはまる方が対象です。

- 市内の住宅(建設から1年以上経過)に住み、今年度、対象機器を設置した
※ 新築住宅は補助対象外
- 市税を滞納していない
- 過去に同じ機器で春日井市の補助金を受けていない
- 暴力団関係者ではない

対象機器 及び補助額

- | | |
|-------------------------|-------|
| ① エネファーム(家庭用燃料電池システム) | 5万円/台 |
| ② 蓄電池(定置用リチウムイオン蓄電システム) | 6万円/台 |
| ③ V2H(電気自動車等充給電設備) | 5万円/台 |

手続きの流れ



周辺環境への配慮

住宅用地球温暖化対策機器等が、低周波音を含む騒音や振動の発生源となり、周辺の生活環境を損なう場合があります。これらの機器を設置する場合は、販売業者や設置業者等とよく相談のうえ、周辺の住宅等への影響を未然に防止するように、十分に配慮しなければなりません。